

ハワイにおける「写真花嫁」問題

— 日本政府の対応を中心に

“Picture Bride” Issue in Hawaii:
How did the Japanese government deal with the issue?

柳 澤 幾 美

Ikumi T. YANAGISAWA

1. はじめに

「写真結婚」とは、見合い結婚の変形であり、海外に移民した男性と母国にいる女性との間で写真や手紙の交換で結婚に至る方法のことである¹。日本人移民女性は、「写真結婚」という方法によって結婚したということで、アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」と表記）において「写真花嫁 (Picture Bride)」というレッテルを付与されたのである。

筆者はこれまで、アメリカにおける日本人移民の「写真花嫁」問題につき、その問題形成の過程、及び他の日米外交問題との関連につき考察してきた²。それらの研究では、1905年に到着港のサンフランシスコで「写真結婚」が有効であるかどうか初めて問題になったことを外務省外交史料館所蔵の史料などから示し、そのときの「写真花嫁」が入国を許されるまでの経緯を辿った。そして「写真花嫁」の言説は、アメリカ西海岸地域では「外国人土地法」強化を始めとする日本人移民排斥運動のために利用され、構築された「問題」であったことを示した。また、「写真花嫁」たちが日米両政府により、中国問題など他の日米外交問題の調整ために外交カードとして利用されたのではないかと疑問も呈した。こ

れらはいずれもアメリカ本土の問題が中心であり、アメリカの中にハワイが含まれるものの、ハワイの「写真花嫁」に注目して考察することはなかった。筆者以外のこれまでの「写真花嫁」問題に関する先行研究も、アメリカ本土の問題が中心であり、またその多くは「写真花嫁」と呼ばれた日本人移民女性たちの生活史であった³。

ハワイの「写真花嫁」に関する先行研究には、管見の限りでは、アリス・ユン・チャイ (Alice Yun Chai) の研究⁴がある。これは、日本、沖縄、韓国からハワイへやってきた「写真花嫁」たちにインタビューし、それに基づいてライフヒストリーをフェミニスト的な歴史学・文化人類学の文脈の中で比較分析したものであった。その結果、彼女はこの3グループの「写真花嫁」たちのグループによる違いよりも、彼女たちのポジティブな共通点を強調している。一つは、ハワイにいる彼女たちの状況を正当化しているということである。これは、故国とはまったく違うハワイで、中流階級のアメリカ人になるという希望を持って子どもを教育できる場であること、また、姑に仕える必要がないという理由からである。二つ目は、彼女たちのライフヒスト

リーがアジア系移民コミュニティにおけるステレオタイプ的な女性のジェンダー役割に挑戦するような、一貫性のあるパターンを物語っているという点である。また、女性達の連帯が共通していることも指摘している。チャイは、こうしたフェミニスト的なアプローチにより、マイノリティ女性へのより深い理解を促した。

この他に、ハワイの「写真花嫁」に関しては、ハワイ出身の日系三世女性、カヨ・マタノ・ハッタ（Kayo Matano Hatta）監督により、映画、『ピクチャー・ブライド』⁵も作られた。これはフィクションであるが、「写真花嫁」としてハワイに渡った日本人女性と、かなり年上の夫との間に愛が芽生えるまでの過程を描いたものであった。例え結婚前に一度も顔を見ない「写真結婚」であっても、結婚後に愛が育まれることを示したのである。「写真結婚」が「愛のない野蛮な結婚であった」という、ステレオ・タイプ的な日本人移民女性のイメージに挑戦したものであったといえる⁶。

周知のとおり、ハワイは日本からの最初の本格的な移民が1885年に渡った土地である。ハワイはその前年の1894年にアメリカ支配の共和国となっていた。1898年にはアメリカに併合され、1900年にアメリカの正式な準州（Territory）となったのである。アメリカ50番目の州となったのは、1959年のことである。そのためか、アメリカ全体の移民史から除外されることが多かったように思われる。しかしながら、アメリカ本土とは違い、例えば、1900年当時のハワイ総人口における日本人移民の割合は39.7%で、最大のエスニック・グループであったことなどを考慮に入れると、アメリカ本土とは違った側面も見られると考えられる。また、1920年に日本政府がアメリカ本土への「写真花嫁」への旅券発給を中止

した後も、ハワイへの「写真花嫁」はその対象とならず、その後1924年移民法で日本からアメリカへの移民が完全に禁止されるまで「写真花嫁」たちはハワイに渡り続けたのである。

本稿では、ハワイにおける「写真花嫁」問題につき、一次史料として外務省外交史料館所蔵の史料や現地の日系新聞などを利用しながら、日本政府や現地ホノルルの日本領事たちはどのように「写真花嫁」問題に対処したのかなど、主として客観的事実を整理することを目的とする。

なお、本稿で一次資料の一つとして使用した外務省外交文書では、原書の送り仮名はカタカナになっているが、本稿では原文を引用する際にひらがなに改め、必要に応じて現代文に改めて記した。

2. 「写真花嫁」たちのハワイ到着と集団結婚式

(1) 港での最初の集団結婚式

外務省外交史料館の外交史料の中に、最初の「写真花嫁」として登場するのは、1905年1月、サンフランシスコ港に到着した伊木コツルという女性であった。彼女は、移民局により、最初は正式な「妻」としては認められず、拘束されるのであるが、その後、現地領事たちの抗議の結果、現地で結婚式を行った後、「妻」として入国が許された。これ以降、アメリカに到着した「写真花嫁」たちは、コツルに倣って現地で結婚式を経て入国が許されるようになり、そのおかげでその後多くの「写真花嫁」たちがアメリカ本土に渡ることになった。そして、彼女たちの渡米により、日本人移民たちは家族をつくり、日系コミュニティを形成することになったのである⁷。

ハワイでは、その2年も前の1903年、9組もの日本人移民のカップルが波止場の検疫所

にて合同で結婚式を挙げたという新聞記事が残されている。これは、ハワイに移民した日本人男性の「妻」として夫たちに呼び寄せられ、ハワイに到着した日本人女性9名と、その夫たちが、改めて現地の移民特別検査局長、ブラウン、結婚免許状係官、ゼームス・ボイト、日本人牧師、本川源之助ら立ち会ひのもとで、米国の法律に従って結婚式を挙げたというものである。その出身地は、山口県が8組、鹿児島県が1組となっている⁸。立ち会った移民特別検査局長ブラウンは日本人カップルたちに次のように述べた。

結婚は軽率にはできるものではない。双方とも夫婦となって愛し合い、何時までもかわらぬという意味がなくてはならない。諸君は書面上だけで結婚をえてきたのであるが、今ここにきてあの人なら嫌だなどというようなことはないか、無理に結婚する必要なきように、その意思を聞くわけである。⁹

このように、ブラウンは、日本人カップル達の結婚の意思を検閲所で確認しているのである。夫婦達は一組ずつ結婚証明書の係官の前で、結婚の意思があると述べた上で、結婚証明書を交付された。また、結婚式に立ち会った本川牧師は、結婚の大切さを説き、同時にハワイでは日本人の売春で風紀が乱れていることを説明し、彼も結婚の意思を改めて確認している。そして、これで晴れて、アメリカの法律上も夫婦になったとしている¹⁰。

この港での結婚式の理由について、記者は次のように意見を述べている。

クワランチン・ウワーフにて、九組の結婚ありたる事は近來の珍しき出来事なり。これは国際私法の上から云って、合法なるや法学者の一考を煩わし度きもの也。但し醜業婦輸入を禁止せんとするの趣旨に至っては予輩豊異論あらんや。本

川牧師が特に布哇に於ける背徳の行為を概して、新夫婦に男女間の徳義を守れと愈々説諭されしは、簡単にして要点を得たり。予輩は新夫婦が深く此点を服庸せん事を望まざるを得ず¹¹。

また、この式の理由については、下記のように記している。

別項にもある如く九組の夫婦は日本の戸籍に立派に夫婦になつてゐる（ママ）上に当地でもまた米国の法律に従って結婚式を挙げたのである。其の趣意は法律上の手続きと云ふ事よりは醜業婦の予防が根本になつて居るのである、今迄醜業婦の輸入は大概夫婦なる名目の上に行れて居たので、米国来住民当局者は此際大に之れを防ぐ為め殊に当地から呼寄せて見知らぬ男女が結婚するには、米国の法律に従って結婚式をせぬ以上は之れを夫婦と認めぬと云ふ事にゑた訳なのである¹²。

アメリカでは1875年の「ページ法（Page Act）」により、外国からの売春婦の入国が禁止されていた。アメリカ本土では、中国人売春婦の入国を禁ずることが目的だったが、ハワイでは日本人の売春婦が問題になっていた¹³。売春婦としてハワイへやってくるのは、偽装結婚をして入ってきた女性が多かったことから、呼び寄せの妻達がそうではないと証明するために、このように到着港でアメリカ式の結婚式を行うことが要求されたと考えられる。

この記事では、単に「呼び寄せ」としか書かれていないことから、実際には「写真結婚」であったかどうかは明確にはわからない。しかし、「新夫婦」と呼ばれていること、改めて結婚式を行って結婚の意思の有無を確かめる、などと書かれていることから、彼女たちは結婚のために海を渡ってきた女性たちであることがわかる。このことは大きな問題とし

て取り上げられたわけではなく、単に珍しい事象として新聞記事になったに過ぎないが、記者はすでに改めて到着港で式を挙げることに関し、国際私法上正しいのかどうかと疑問を投げかけている。この件は、外務省にわざわざ報告されたという記録は、管見の限りでは残っていない。しかしながら、先に述べたアメリカ本土で最初に問題になった伊木コツルのケースとこのケースとを比べてみると、港での結婚式をすることで新妻の入国を許されたという点が共通している。この点から、このハワイの最初の集団結婚のケースは興味深い。その後ハワイでも、「写真花嫁」として呼寄せられた妻たちは港で集団結婚式を行うことになるのであるが、その先駆的な例であるということができる。

(2) 港でのトラブル

1907年5月には、ハワイ、ホノルルの総領事、斎藤幹は、ワシントンの在米青木大使と日本にいる林薫外務大臣に、「呼び寄せ婦人」について報告した。それによると、ハワイに到着する「呼び寄せ婦人」たちの来航が頻繁になってきており、その中には、夫婦が一度も会ったことのない例や、到着港で結婚を拒んだり、または極端な例では新婦なのに妊娠している者もあったという。そういった状況を見るにつけ、表面上は正規の手続きを踏んでいても、体面上よくないので、今後充分取り扱いに注意するように現地の係官に申し渡したとある¹⁴。

この報告書には、新聞記事が添えられている。船の中で「呼び寄せ」の女性と恋に陥り、その後、ハワイに着いてからも彼女のことが忘れられずに誘拐した男性が、裁判で有罪になったというものである¹⁵。ほんとうに誘拐だったのか、それともいっしょに逃げたのかは不明である。

離婚をした日本人男性の呼び寄せによりハワイに到着した、「後妻」の件も報告されている。それによると、山口県出身の柳九一（やなぎ くいち）は、数年前にその先妻ツチと共にハワイにやってきたが、その後ツチは帰国し、1905年、離婚が成立した。そして1907年2月、日本で入籍をした新しい妻、トラを呼び寄せ、彼女はハワイに到着したのであるが、上陸を拒否され、それに対して総領事が抗議し、結局は抗議が認められたのである¹⁶。ずっとハワイに住んでいる男性と、日本にいる女性との結婚が成立することが不可解であると、現地の移民局では考えたようである。なお、この柳トラといっしょにハワイにもう2人の日本人女性が到着している。やはり山口県出身の若松ツヨと、広島県出身の土井ハルノである。この二人も、先妻と離婚した夫の後妻として日本で籍を入れ、呼び寄せにより、ハワイに渡ったのである。この二人は入国できたのに、なぜか、柳トラだけが入国を拒否されていたのである。かつて、出稼ぎ目的の単身女性や、売春目的の女性たちが、偽装結婚をして表面上夫婦を装い、ハワイに比較的簡単に上陸できたという。こういった前例があったので、疑われたのである。ハワイの初期日本人移民の離婚率はかなり高かったのである¹⁷。

このように、「呼び寄せ」による妻の入国に関し、港で問題が起こっていることを現地領事は逐一外務省に報告している。これは、「写真花嫁」移民が少しずつ現地到着港で問題になってきており、そのことに関する領事館側の懸念の表れであるといえよう。

(3) 港での集団結婚式の廃止

先に述べたように、ハワイでは、港に到着した「写真花嫁」たちとその夫たちは、1912年までは到着した波止場において、集団で結

婚式を挙げなければならなかった。日本で法律的に正式に成立した結婚であるのに、またアメリカ合衆国の法律に従って到着港で結婚式を執り行うことについて、現地の日本語新聞などでは批判が相次いだ。例えば、『布哇新報』は1907年2月22日の社説において、「移民局は日本政府の結婚の承認を侮辱する権利はない」¹⁸と現地の移民局への批判を露にした。

このほかにも、『ハワイ報知』の創始者、牧野金三郎は、1912年12月の創刊号において次のように批判している。

日本人呼寄婦人に関してはホノルル、移民局内に於て某氏より結婚ライセンスを受け司式者より証明書を得るを以て慣例とし今更之を続行しつつあり、移民局内に於て結婚ライセンスを受くるは大変良きことなり（中略）然るに従来の慣習に依り呼寄婦人をして司式は移民局内に限りたるがごとくに感ぜしめ彼等の意思の自由と信仰の自由とを抑制して受式せしむるのみならず、甚だしきに至りては十人も二十人も珠球（ママ）繋ぎにして一度に式を行ふが如きは言語同断沙汰の限りにして到底これ人間の結婚式とは思はざれる程なり。（中略）之を要するに第一信教の自由を束縛されざること、第二人権の抑圧を除去し意思の自由を得ること、第三愉快に結婚の式を挙げしむること。吾ヒトは右の理由の下に速かに移民局内に於ける日本人の結婚司式を撤廃されんことを切望して止まざる者なり。¹⁹

牧野はこのように、この移民局内のキリスト教による挙式はキリスト教を押し付ける強制的なものであり、また集団結婚式は人道に反するという理由で反対運動を展開したのである²⁰。牧野らの批判の影響もあったのか、現地の白人から見た波止場での集団結婚が日

立つにつれ、1912年12月、ホノルル総領事永瀧久吉は、「写真花嫁」が到着した港での結婚式の取り扱いについて、サンフランシスコ総領事永井松三にサンフランシスコではどうしているのかについて尋ねた。永井サンフランシスコ総領事は、その答えとして次のように答えた。

所謂写真結婚なる新婚単般婦人を其の夫に引渡すに先ち移民官立会の結婚式を挙げざるべからざるも更に之を為すに先ち桑港市肆より結婚許可証を受けざるべからず而も移民局は桑港港内の小島に存し不便少なからず且又た新婚和装の婦人を同行せる在留民及移民局吏等が市肆に赴き従ふに人目を惹くは当地の事情に鑑み望ましからざるより一種の便法として在米日本人会と市肆吏員と気脈を通じ夜間移民局吏、宗教家、市吏並に在英日本人会雇員同行し（但し四ヶ月前より移民局吏は在英日本人会雇員を信じ同行を略するに至り候）其等新夫婦の止宿せる日本人旅宿を回歴し式を挙げ居るも、もと是れ一種の便法にて公表し難き事情も有之候（後略）²¹

つまり、公表してはいないが、移民官との交渉により、特別の取り決めにて、在米日本人会のメンバー、市役所の職員、宗教家立ち会いのもと、ホテルなどで個々に式を挙げているというのである。

この返答を得た永瀧ホノルル総領事は、外務大臣に次のように報告している。

（前略）桑港シヤトル等の各地に於ける取扱振をも問合せたる上当地移民局長に内協議致候處移民局長は若し適當なる保証人に於て確かに結婚式を挙げしむることを引き受くるに於ては移民局以外に於て挙式せしむるは何等差支なしとの意を漏らしたるを以て旧臘中結婚司式許可

証を有する法人宗教家十名を招き協議の末宗教家全体に於て移民局に対し責任を負ふこととし書記一名を同局内に派し置き移民側に於て結婚者を受け取り各自の選択せる司式者の許に送り式を終りたる後は其旨を移民局に通告し当該婦人の旅券を受け取る鞭法を定め更に移民局長に交渉せるに同局長も之を快諾せるを以て客年十二月三十日着の「チャイナ」号渡航者より実施致候右に關しては渡航者の出発前予め之を知らしめ置く便宜とも被存候に付右可御取計相成宅此度報告方得貫意候敬具²²

ハワイでも、現地移民官と交渉し、波止場での結婚式を取りやめることとしたのである。そして1913年1月25日には、外務省外務省通商局長坂田重次郎の名前で、各知事宛に、ハワイでは到着港移民局での結婚式を永瀧総領事の報告の通り変更することを連絡した²³。これ以降、ハワイに到着した「写真花嫁」移民たちは、港で集団結婚を挙げて人目を引くこともなくなり、また、キリスト教の結婚式を強要されなくなったのである。

3. ハワイの「写真花嫁」移民の実態

(1) 「写真花嫁」の数

ハワイへの「写真花嫁」移民はどのくらいいたのだろうか。

ホノルル総領事によると、表1のとおり、1911年から1919年10月までにハワイへの「写真花嫁」移民への呼び寄せ証明発給数は、7,182人で、そのうちの5,277人が実際に渡航している。一方、ノーダイク（Nordyke）によると、1911年から1919年の間に「写真花嫁」としてハワイに到着した数は9,841人となっている²⁴。また、オド（Odo）とシノトー（Sinoto）によると、1908年から1924年に日本からの移民が禁止されるまでにハワイに入っ

た日本人男性の数は、27,738人で、女性が32,000人、そのうちのおそらく2万人以上が「写真花嫁」であったろうとしている²⁵。さらに、もう一つの説として、岩野一郎氏は、1908年から23年までに約6万2千人の日本人がハワイに移住し、その過半数は女性で、そのうちの2万ないし2万5千人が「写真花嫁」だったという説も紹介している²⁶。

表1 「写真結婚婦人」呼び寄せ証明発給数・渡航数

	証明発給数 (ホノルル)	実際渡航数 (ホノルル)	アメリカ本土 証明書発給数
1915	1,684	967	1,145
1916	1,459	1,065	1,092
1917	1,662	1,394	1,244
1918	1,392	1,071	1,471
1919 (10月まで)	985	780	1,078
計	7,182	5,277	6,030

(Source: 『米国ニ於ケル排日問題雜件写真結婚廃止問題』第一卷外務省外交史料館所蔵史料3門8類2項339号-11より作成)

一方、ローリー・メンゲル（Laurie Mengel）は、これらとは少し違った見解を示している。1907年以降にハワイに入った半分以上は「写真花嫁」ではなかったとしているのである²⁷。つまり、彼女の説によれば、「写真花嫁」は1万6千人以下ということになる。女性たちは、結婚の目的だけではなく、看護婦、労働者、商人など、さまざまな職業の可能性を求め、未婚の女性として、娘として、姉妹として、あるいは妻として移民したというのである²⁸。または、「呼び寄せ」の妻としての移民であっても、すでにお互いに顔見知りであった場合もあったであろうと推察される。

これらの数字のくい違いは、おそらく、「写真花嫁」をどうやって見分けたのか、という点があいまいであったからと思われる。

先に述べたように、日本政府は、「写真結婚」の範囲を、男性が海外にいる間に入籍したもののすべて、としている。当の移民たちは、実際の写真交換のみの結婚を「写真結婚」としており、厳密な意味でいえば、移民たちの認識がほんとうの意味での「写真花嫁」である。「写真花嫁」が「写真一枚による愛のない結婚」としてアメリカで批判されたことを考えれば、ホノルル港に到着した日本人女性のほとんどが「写真花嫁」とするのは、疑問の残る見解である。

(2) 日本人同士の結婚

一般に、日本人移民一世夫婦の年齢差は大きいと言われる。ハワイについても、1913年11月4日から1914年2月までに結婚した日本人移民117カップルの結婚証明書から年齢差を調べたシノトーの調査を見てみると、夫の年齢が15才以上年上の夫婦は、18組、全体の15%、20才以上年上の夫婦も5組いる²⁹。こういった年齢差にもかかわらず、多くの一世たちは結婚を存続させたのである。

中国系や韓国系、北欧系など他のエスニック・グループの男性たちが現地の先住民女性と結婚したのに比べ、日本人男性たちは先住ハワイアンと結婚することがほとんどなかった。これは、「写真花嫁」移民としてハワイに渡りたいという女性が日本に多くいたためであるというが³⁰、同時に、他のエスニック集団の女性と結婚することに否定的なイメージを持つ日本人が多かったことも大きい³¹。なお、日本人移民たちが日本人としか結婚しなかったという事実は、後に、「日本人は日本人としか結婚しようと思わず、何代後も日本人のままで、ずっと天皇を崇拝していて、アメリカナイズしようとしな」と、排日派の議員たちに批判されることにもなるのである³²。

しかし、日本人移民女性たちが「写真結婚」

の制度があったおかげでハワイにたくさん入ってくる事ができたことは事実である。この結果、1920年には、他のどのエスニック・グループの男性よりも多い割合の日本人移民男性が結婚していた。そして、家族を持ち、子どももたくさん増えていった。そのおかげで、ハワイにおける日本人移民全体の中の女性の数は、かなり早い時期に男性に等しくなりつつあった。表2のとおり、1900年には全日系人61,111人中、女性は47,508人、全体の22%しかいなかったが、1920年には109,274人中、46,630人で、約43%、1930年には139,631人中、64,623人、46%にまで増えている。つまり、ハワイの日本人移民男性は、アメリカ本土の日本人移民男性と比べて、独身のまま取り残されることが少なかったといえる。一方で、アメリカ本土では、1920年に日本政府が「写真花嫁」移民を禁止したとき、約2万4千人あまりの日本人男性が、永久に独身のままでいなければならない運命に陥ったのである³³。

表2 ハワイにおける日系人男女別数

	男性	女性 (%)	計	アメリカ本土女性割合 (%)
1900	47,508	13,603 (22%)	61,111	4.0%
1910	54,784	24,891 (31%)	79,675	12.6%
1920	62,644	46,630 (43%)	109,274	34.5%
1930	75,008	64,623 (46%)	139,631	41.1%

(Source: Eleanor C. Nordyke, *The Peopling of Hawai'i*, 2nd ed., University of Hawaii Press, Honolulu, 1989, p.194; Fifteenth Census of the United States: 1930, Population Vol. II, Washington: United States Government Printing Office, 1933, p. 98より作成)

4. 「写真花嫁」の承認から禁止まで

(1) 「写真花嫁」の承認

1917年に「写真花嫁」が日本での入籍だけで日本人男性移民の正式な妻としてアメリカ商務労働省によって認められた。そのきっかけ

けとなったのは日本のホノルル総領事からの要請であった。

1917年、合衆国連邦議会は「読み書きテスト（Literacy Test）」が盛り込まれた新移民法を成立させた。この「読み書きテスト」は、教育が十分に普及していない南・東ヨーロッパからの「新移民」の排除を目的としたもので、「新しくやって来た16才を超えた移民には識字テストを課す」³⁴というものだった。それには幾つかの例外条項が盛り込まれており、その一つは「アメリカに在住する移民が妻を呼び寄せたとき、その妻は字が読めなくても入国できる」³⁵とされていた。しかし、「写真花嫁」移民は、これには該当しないことがわかったのである。

新移民法成立後の4月3日、在ホノルル諸井六郎総領事は本野一郎外務大臣宛に電報を送り、次のように伝えた。

米国新移民法第三条学術試験を写真結婚婦人に適用するやに關し当地移民局長に問い合わせたるに同局長には右婦人は到着の際には未だ適法の妻と見做さざるを以て法文の解釈上右試験を執行することに決定せりと³⁶

このときまでいわゆる「写真花嫁」たちは到着時点では正式な妻とは認められていなかったため、現地の後見人立ち会いのもと港で式を挙げるというデモンストレーションを経て初めて妻としてアメリカへの入国を許可されていたのである。諸井総領事はさらに

該試験は探知の結果によれば頗る簡単なるも当地の如く無教育なる労働者多数を占め自然其呼寄婦人の学力も非常に低度なるため過般移民局にて試験的に試みたる所によれば通過の見込殆んどなかりし趣なれば愈々実施の暁に於ては多数の送還者を見るに至る所あり依って此際其筋へご交渉の上写真結婚婦人に之を適用せ

ざる様移民官へ訓令方御尽力を請う³⁷と外務大臣に要請した。諸井総領事がホノルルにて試した試験とはどのようなものであったかという点、諸井総領事から元野外務大臣宛の電報によれば、「尋常小学校卒業の者ならば普通読み得る程度のもの」とのことで、例えば、

"Shake your right hand. Pull your car with your left hand. Cough. Take a pencil and some paper and write your name." 以上を漢字を加えた日本語に訳し、漢字仮名合わせて30語乃至40語を試験して、もしその中に一語でも読めなければ上陸を許可されない方針らしい³⁸

とのことだった。これは、実際に1917年の移民法によって定められた「読み書きテスト」が、30語から40語の母語を読むことを求めており³⁹、それに沿ったものである。

諸井総領事からの要請の後、本野外務大臣は、4月8日付の在米佐藤愛磨大使宛の電報にて、「『写真結婚婦人』は入籍後6ヶ月経過した正式の妻なのだから、彼女たちの語学試験免除について米国に交渉するよう」佐藤大使に命じ、これに乗じて「写真結婚婦人」を合法的な妻と合衆国に認めさせることを企てたのである。

命を受けた在米佐藤大使は早速日本の民法の抜粋を送り「写真結婚」が日本では正式の結婚である旨を説明するなど、合衆国の國務省及び労働省との交渉を始めた。日本政府も佐藤愛磨大使が日本の法律や民法、結婚の習慣などを熱心に説明した。合衆国労働省は、國務省からの圧力もあり⁴⁰、5月、「写真結婚婦人」を正式の妻とし、「読み書きテスト」から除外する旨の通告をサンフランシスコ、シアトル、ホノルル、カナダ、バンクーバーの各移民局宛に出した⁴¹。それによって、「写真花

嫁」移民が到着後に行っていた結婚式のセレモニーも行われる必要がなくなったのである⁴²。しかし、1917年5月8日には、ハワイに到着した11名の「写真花嫁」たちに対し、結婚証明書がないのを理由に、上陸許可がおりず、移民局長が「読み書きテスト」を彼女たちに課することを主張する事件が起きた⁴³。その件では現地総領事が移民官に熱心に掛け合い、入国が認められている⁴⁴。その後「写真花嫁」移民女性の携帯書類についての調整が行われ、1917年8月、合衆国労働省は「写真花嫁」を正式の妻であるとし、「読み書きテスト」から除外することを明確に示し、また今後は「写真花嫁」ということばも使用すべきではないとまで言及している⁴⁵。「写真花嫁」移民が登場してから15年以上もたって、「写真花嫁」が日本での入籍だけで正式な妻であると、合衆国から初めて正式に認められたのである⁴⁶。これはハワイホノルルの諸井総領事の懸念がきっかけとなった。彼はハワイに到着する「写真花嫁」たちの学力が低いと決めつけ、当初それを心配していたのであるが、結果的に「読み書きテスト」除外は、ハワイも含めてアメリカへ渡る「写真花嫁」移民全体に適用されるようになったのである。

「写真花嫁」が「正式な妻」として認められ、「読み書きテスト」の対象からも除外されたにもかかわらず、書類不備のため、到着港の移民局で「読み書きテスト」を受けなければならなかった日本人女性もいた。ハワイでは、この「読み書きテスト」の結果失格になり、1917年7月から1922年3月までの間に日本に送還された女性は、20余名にものぼったという⁴⁷。

(2) 「写真花嫁」移民の禁止とハワイの除外

前述のように、「写真花嫁」が正式な妻であると合衆国によようやく認められたのにもか

かわらず、そのわずか2年後の1919年12月、日本政府は翌年3月以降、アメリカに行く「写真花嫁」移民に対して旅券発給を中止することを決定した。これは、カリフォルニア州における「外国人土地法 (Alien Land Act)」強化を日本政府が阻止することが目的だったと考えられてきたが、その他に、中国問題など他の日米間の外交問題も関係していたのではないかと筆者は考えている⁴⁸。

この日本政府による「写真結婚」移民禁止について、『布哇報知』は1919年12月18日、「呼寄婦人禁止」と大きく見出しをつけ、「日本政府には二ヶ月以内に写真結婚婦人に旅券を発行することを中止すべき意あるとの報道 国務省に達せり」と号外を出して報道した⁴⁹。そして翌12月19日には号外を再録するとともに、「写真結婚廃止真相如何」という大きなタイトルで、

華盛頓電報は突如として在留民の写真結婚廃止を伝えて来た、蓋し右の電文は日本政府は二ヶ月以内に写真結婚を廃止せんと意思を表すと米国政府へ内意を伝えて来たとの事であって其れが果たして事実なりや否やは判明しないけれども内外の事情によつて考察すると必ずしも虚報としてこれを否定する事は出来ない、吾人は先ず加州に於ける日本人会幹部の廃止決議を考察しなければならぬ⁵⁰

と、カリフォルニア州の日本人会の決議⁵¹を批判し、その中心人物が太田為吉サンフランシスコ総領事であると非難した。また、『東京朝日新聞』がその日本人会の決議に賛意を示していることにも触れ、批判している⁵²。さらに、「写真結婚」廃止はホノルル市内の旅館にも打撃を与え、各旅館を取材し、「吾々の客の三分の一は写真結婚の方々である愈々廃止になってしまうと三分の一は客が減じて来る訳だから大打撃です」、「実に大問

題だ、愈々廃止になると吾々の商売もまた上がったりだ」などという、旅館の支配人らの声を紹介することもしている⁵³。

1919年12月19日、埴原正直外務次官は各地方長官及各警視総監宛に、次のような通達を出した。

いわゆる写真結婚婦人の米国に渡航する為醸成せられたる種々の自体に鑑み今後此種婦人に米大陸行旅券を下付せざるの適当なるを認め明年3月1日以降写真結婚婦人に対しては一切渡米旅券を発給せざることとする⁵⁴

しかし、アメリカ合衆国の準州であったハワイについては、「本通牒は、北米合衆国本土行写真結婚婦人の呼び寄せのみに適用し加奈陀、布哇及び比律賓群島其他へ行く者には適用せず⁵⁵」とし、除外されたのである。

翌12月20日、現地ハワイの日本語新聞はこのハワイ除外について大きく報道した。例えば、『日布時事』では、「写真結婚廃止布哇除外」と大きくタイトルを付け、「米大陸在住の夫の呼び寄せによる写真結婚婦人の渡米旅券下附願いは大正九年二月二十五日限り之を受理せず同月末日限り右旅券を発給せざる事とせり」という外務省からホノルル総領事館に届いた電文を紹介しながら、「米大陸への呼寄婦人旅券発給は明年二月限り中止さるも布哇は従前通写真結婚婦人の渡航は許可と決定せり」と伝えている⁵⁶。この電文では布哇が除外されていることが示されているとして、

即ち電文にもあるが如く「米大陸在住の」とありまた従来外務省発給の海外旅券には例へば布哇に渡航せる場合は「渡布旅券」とし米国渡航の旅券は「渡米旅券」と夫々区別しあれば、電文中の「渡米旅券下附願」云々とあるに付布哇在留民は全然除外されたるものにて本法は単に在米邦人にのみ適用さるる訳也⁵⁷

と説明しているのである。その廃止の理由としては、次のように述べている。

然らば日本政府は何故に布哇在留民を除外の恩典に浴せしめたるやそは言ふ迄もなく米大陸と布哇は全然其の事情を異にせるものあり、既に外務省は布哇在留民の実情を調査の上斯く米大陸のみ写真結婚の廃止を敢行せるものと推測されあるが要するに米大陸における邦人の写真結婚は事実上極めて少数にして千九百十二年より千九百十八年に至七カ年に於ては年々平均六百五十八に過ぎず（中略）之に反して布哇よりの呼寄妻女は既に読者の知る如く毎便多数に達し居れば之を急激に廃止せんか布哇邦人の打撃は甚少に非ず、又之れを經濟上の關係より見るも在米邦人の労銀は布哇日本人よりも非常に収入多きを以て縦し写真結婚を廃止さるるも自由に帰国し得らるる訳にて布哇が除外されたるは蓋し当然の次第なりと云ふべし⁵⁸

つまり、ハワイはアメリカ本土に比べ「写真結婚」の数が極めて多いため、その影響が大きいから除外されたとしているのである。日本政府がアメリカ本土への「写真花嫁」移民を禁止したのは、先にも述べたようにカリフォルニア州における「外国人土地法」が強化されるのを防ぐためであったと考えられるが、ハワイの除外は、この新聞記事にあるように、その数がアメリカ本土に比べてかなり多く、あまりにもハワイ社会への影響が大きかったということがほんとうに理由なのだろうか。先にも触れたが、表1のとおり、1911年から1919年10月までにハワイへの「写真花嫁」移民への呼び寄せ証明発給数は、7,182人で、そのうちの5,277人が実際に渡航している。一方、本土の「写真花嫁」の数はというと、同じ期間に6,030人が呼寄せ証明を受けたこ

とになっている。この数字を比べる限り、新聞記事にあるような大きな差は見られず、そのことがハワイの除外の理由であるというのは、疑問が残る。この当時、ハワイは準州であるとはいえ、アメリカ合衆国の正式な領土である。そのハワイへの「写真花嫁」移民禁止の除外は、日米の政府間の交渉の中では取り上げられておらず、また、日本の外務省側の史料にも出てこない。これまでの筆者の入手した資料では、ハワイが除外された詳細な経緯は明確には記されていない。

5. おわりに

以上、ハワイの「写真花嫁」問題の客観的事実を整理してきた。まず、「写真花嫁」たちは到着港で結婚式を挙げることで合衆国への入国を許されたが、実はハワイではその先駆的事例ともいべき例があったのである。港の移民局での集団結婚式が正式に省かれることになったのは、ハワイの日本語新聞における批判が大きく影響していた。そのような状況の中、ホノルル総領事が港での集団結婚式をとりやめるよう、現地の移民局に交渉をし、港での集団結婚を廃止したのである。また、「写真花嫁」が、日本での入籍だけで「正式な妻」として合衆国から認められたのは、やはりホノルル総領事からの要請であった。こういったことが、ハワイから要求がなされたのはなぜだろうか。先にも述べたように、ハワイにおいて、日系人は数の上では決して少数派ではなかったということが大きく、アメリカ本土のような現地白人からの排斥運動もなかった。それゆえアメリカ本土に比べ、声をあげやすかったのではないだろうか。

本稿では、客観的事実を整理するにとどまっておらず、「写真花嫁」移民への旅券発給を日本政府が停止したときにハワイが除外された理由を始め、アメリカ本土との違いなど、深

く分析し考察するには至らなかった。また、「写真花嫁」というレッテルを付与された、ハワイの日本人移民女性の生活史にも触れることができなかった。今後はその社会史的な側面にも焦点を当てると同時に、ハワイの「写真花嫁」問題の外交的な側面と社会史的な側面をいかに結びつけるかなどを今後の課題としたい。

* 本稿の執筆にあたり、日本学術振興会特別研究員の宮本なつきさんより、貴重な資料の提供をいただきました。また、本稿で使用した外務省外交史料館所蔵の史料の判読については、金城学院大学文学部の木村八重子教授、及び藤森清教授にご教示いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1 一般にはこれは日本人移民たちの結婚のことであると認識されているが、実際には日本人移民たち以外でも「写真花嫁」は存在した。例えば、朝鮮半島出身の「写真花嫁」たちも存在したし、1922年7月3日付の *New York Times* には"231 Picture Brides on Wedding Liner"と題する記事が掲載され、トルコ、ルーマニア、アルメニア、ギリシャなどからの「写真花嫁」たちが紹介されている。また、日本政府は「写真花嫁」問題が最も大きな外交問題となった1919年には、「写真結婚」の範囲を「写真を交換した有無にかかわらず、夫の在米中に日本で結婚を済ませたもの」という広い範囲で定義している（内田康哉外務大臣より沖縄県知事宛電報「写真結婚ノ範囲ニ付指示ノ件」1919年（大正8年）12月17日付、外務省外交史料館所蔵史料3門8類2項339号-11『米国ニ於ケル排日問題雑件 写真結婚廃止問題』第一巻。）
- 2 柳澤幾美『「写真花嫁」問題とは何だったのか』『異文化コミュニケーション研究』第7号、愛知淑徳大学大学院、2003年3月、pp.11-24；同『「写真花嫁」移民禁止の経緯—日米外交の視点から』『移民研究年報』第10号、2004年3月、pp.97-

- 107；同「二重の偏見—『写真花嫁』イメージに隠された日本人女性移民の実像」田中きく代・高木（北山）眞理子編著『北アメリカ社会を眺めて—女性軸とエスニシティ軸の交差点〜』関西学院大学出版会，2004年，pp.145-163。
- 3 アメリカ合衆国本土の「写真結婚」または「写真花嫁」を中心課題とした先行研究は，管見の限りでは，筆者の論考の他に，増淵留美子「1910年代の排日と写真結婚」戸上宗賢編『ジャパニーズアメリカン』ミネルヴァ書房，1986年，pp.293-317；田中景「20世紀初頭の日本・カリフォルニア『写真花嫁』修業—日本人移民女性のジェンダーとクラスの形成」『社会科学』68，同志社大学人文科学研究所，2002年1月，pp.303-334；Mitsuko Ohno，“Picture Bride: Fact or Image? — Immigration from Ireland and Japan,” *ABEI Journal, The Brazilian Journal of Irish Studies*, University de Sao Paulo, Special Issue, Number 5, June, 2003, pp.141-151；佐藤 清人「『写真花嫁』と『写真花嫁』—事実と虚構の間で」『山形大学紀要 人文科学』15 (2), 2003年2月，PP.123-136；田中景「女性の市民的役割と『写真結婚』問題」『社会科学』72，同志社大学人文科学研究所，2004年2月，pp.149-171；Kei Tanaka，“Japanese Picture Marriage and the Image of Immigrant Women in Early Twentieth-Century California,” *The Japanese Journal of American Studies*, No.15, 2004, pp.115-138がある。なお，カナダの「写真花嫁」たちの生活史を扱ったものでは，工藤美代子『写婚妻—花嫁は一枚の見合い写真を手に海を渡っていった』（ドメス出版，1983年）；真壁和子『写真婚の妻たち』（未来社，1983年）がある。
- 4 Alice Yun Chai, "Picture Brides: Feminist Analysis of Hawaii's Early Immigrant Women from Japan, Okinawa, and Korea," in Donna Gabaccia ed., *Seeking Common Ground, Multidisciplinary Studies of Immigrant Women in the United States*, 1992, pp.123-138; Alice Yun Chai, "Women's History in Public: "Picture Brides" of Hawaii," *Women's Studies Quarterly* 1988: 1&2, pp.51-62. Chai はこれ以前に，日本，朝鮮半島，沖縄からの「写真花嫁」たちをインタビューしたビデオテープを編集している。
- 5 *Picture Bride*, Miramax International, 1994. 工藤夕貴が主演した。
- 6 1996年6月，愛知国際女性映画祭において，日系アメリカ人三世のカヨ・マタノ・ハッタが監督した映画，『ピクチャー・ブライド』が公開された。映画祭の招待で名古屋を訪れたハッタ監督は，テレビでのインタビューの中で「この作品は，『ピクチャー・ブライド』としてハワイにやってきた日本人女性と夫とのロマンスを描いたものなんです」と強調した。これはおそらく観衆が抱いているであろう「写真花嫁 (Picture Bride)」のイメージを意識した発言であったと思われる。
- 7 サンフランシスコ領事上野季三郎より特命全権公使高平小五郎宛書簡「伊木勘次郎及同コソル兩人ノ結婚ニ対シ合衆国移民官ガ無効ノ主張セン件」1905年2月7日付，など，外務省外交史料館所蔵史料3門8類2項212号『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』。
- 8 「クォランチンでの結婚」『やまと新聞』ハワイ 1903年6月4日。
- 9 同上。
- 10 同上。
- 11 同上。
- 12 「呼寄結婚式に就て」『やまと新聞』ハワイ 1903年6月4日。
- 13 1900年ごろまでのハワイの日本人売春婦については，宮本なつき「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」『比較文化研究』第12号，2002年10月，九州大学大学院比較社会文化学府，pp.47-57を参照。
- 14 在ホノルル総領事齋藤幹より外務大臣子爵林薫宛文書「呼寄婦人上陸拒絶ニ対シ抗議ノ件」，1907年5月2日付，『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』。
- 15 同上史料添付記事，「姦夫の處刑」，日付不明。
- 16 在ホノルル総領事齋藤幹より外務大臣子爵林薫宛文書「布哇渡航呼寄婦人ニ付キ稟申ノ件」，1907年5月9日付，同上史料。
- 17 例えば1885年から1907年までにハワイの巡回裁判所に訴えられた日系人の離婚件数は833件で，

- これは結婚した一世カップルのうち、約20%にもあたる。しかも、そのほとんどが女性側からの訴えだったのである。この離婚率の高さは、結婚を利用して、ハワイに出稼ぎのために移民した女性の多さを示すとも言われている（宮本なつき「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」）。
- 18 『布哇新報』 February 22, 1907。
 19 『布哇報知』 December 7, 1912。
 20 ハワイ日本人移民史料刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』（布哇日系人連合協会、1964年）、p.176。
 21 在桑港総領事永井松三より在ホノルル総領事永瀧久吉宛書簡「写真結婚ニヨル呼寄婦人婚姻式取扱振ニ関シ回答ノ件」1912年12月11日付、『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』。
 22 在ホノルル総領事永瀧久吉より外務大臣桂太郎宛書簡「呼寄婦人結婚司式取扱振変更ニ関スル件」1913年1月6日付、『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』。
 23 外務省通商局長坂田重次郎より県知事宛文書「布哇ニ於ケル呼寄婦人結婚司式取扱振変更ニ関スル件」1913年1月25日付、『日米間ニ於ケル本邦人結婚効力取調一件』。
 24 Eleanor C. Nordyke, *The Peopling of Hawai'i*, 2nd edition, University of Hawaii Press, Honolulu, 1989, p.66。
 25 Franklin Odo, Kazuko Sinoto, *A Pictorial History of the Japanese in Hawai'i 1885-1924*, Bishop Museum Press, Honolulu, 1985, p.75。
 26 岩野一郎「ハワイにおける日系アメリカ人の政治参加過程」『アカデミア人文・社会科学編』第77号、2003年6月、南山大学、p.133。
 27 "Not All Picture Brides," *Nikkei Heritage*, vol.8, No.2, 1996, National Japanese American Historical Society, p.5。
 28 Ibid., p.5。
 29 Graph 1c, Age Gap Between Husband and Wife, in Franklin Odo, Kazuko Sinoto, 1985, p.89から。
 30 Nordyke, 1989, 66。
 31 Paul R. Spichard, *Mixed Blood: Intermarriage and Ethnic Identity in Twentieth-Century America*, The University of Wisconsin Press, Madison, WI, 1989, p.42。
 32 例えば、「写真花嫁」を日本人移民排斥の理由にしていた反日派のカリフォルニア州選出上院議員、フィーランは、「写真花嫁」移民の渡米を日本政府が禁止した後の1920年2月28日には、上院移民小委員会前の公聴会にて、今度は矛先を変えて、「中国人の多くはハワイ人と結婚しているのに、日本人は日本人以外と結婚しようとしない。彼等はずっと日本人同士で結婚し、1000年も日本人のままだ」と、非難した（"Japanese in Hawaii," *Hearing Before the Committee on Immigration United Senate*, 66th Congress, 2nd Session, Government Printing Office, 1920, p.38）。
- 33 ユウジ イチオカ（富田虎男・糸井輝子・篠田左多江訳）『一世—黎明期アメリカ移民の物語り』（刀水書房、1992）[Yuji Ichioka, *The Issei, The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*, The Free Press, New York.], p.95。
 34 James Ciment ed., *Encyclopedia of American Immigration*, Vol.1, 2001, 1290。
 35 Ibid., 1291。
 36 在ホノルル諸井六郎総領事より本野一郎外務大臣宛電報「米国新移民法規定ノ語学試験ハ写真結婚婦人ニ適用ノ旨ハワイ移民局長言明ニ付キ稟請ノ件」1917年4月3日付、外務省外交史料館所蔵史料3門9類9号『米国外国移民法制定修正一件』第六巻1。
 37 同上史料。
 38 同上史料。
 39 Ciment, 2001, 1290。
 40 在米佐藤大使より本野外務大臣宛文書「新移民法ニ基ク語学試験及写真結婚婦人ノ取扱ノ問題ニ関スル件」1917年5月10日付、『米国外国移民法制定修正一件』第六巻1。
 41 在米佐藤大使より本野外務大臣宛電報「写真結婚婦人ハ正式ノ妻ト認ムルニ決定ノ件」1917年5月7日付、『米国外国移民法制定修正一件』第六巻1。 *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, Government Printing Office, 1926, p.851。
 42 そのため、それまで司式をしていたキリスト教の牧師や仏教の僧侶、それに結婚式まで宿泊していた旅館などが打撃を蒙ることになるという新聞記事も見られた（「結婚廃止で打撃を蒙る人々」『布哇報知』1917年5月8日）。
 43 「局長呼寄を上陸せしめず」『布哇報知』1917

- 年5月10日。
- 44 在ホノルル諸井総領事より本野外務大臣宛文書「写真結婚婦人ノ『ハワイ入国ニ関スル件』1917年5月15日付、『米国外国移民法制定修正一件』第六卷1。
- 45 在米国佐藤大使より本野外務大臣宛電報「写真結婚婦人ノ入国問題我主張通解決ノ件」1917年8月22日付、『米国外国移民法制定修正一件』第六卷1。
- 46 なお、この背景には、直後に中国問題に関する日米会談が控えていたことなども大きく影響していたと考えられる。拙稿、『「写真花嫁」移民禁止の経緯—日米外交の視点から』『移民研究年報』第10号（2004年）を参照。
- 47 『ハワイ日本人移民史』、p.177。
- 48 拙稿（2004年）参照。
- 59 「呼寄せ婦人禁止」『布哇報知』1919年12月18日午後3時号外。
- 50 「写真結婚廃止真相如何」『布哇報知』1919年12月19日。
- 51 1919年10月30日に在米日本人会が他の日本人会の了解を得ずに『「写真結婚」による女性の渡米禁止勧告』を出したことを指す。これは、サンフランシスコの太田為吉総領事が在米日本人会に自ら進んで「写真結婚」廃止の意思のあることを宣言するように提言したことによるものであった（拙稿、2004年参照）。なお、在米日本人会は、北部カリフォルニア地域の地方日本人会をとりまとめる政治的組織である第一連絡（中央）日本人会であった。
- 52 「写真結婚廃止真相如何」『布哇報知』1919年12月19日。
- 53 「写真結婚と旅館」同上。
- 54 埴原外務次官より各地方長官及警視総監各宛文書「写真結婚婦人ニ対シ渡米旅券下付廃止ノ件」1919年（大正8年）12月19日付、外務省外交史料館所蔵史料3門8類2項339号-11『米国ニ於ケル排日問題雑件写真結婚廃止問題』第一巻。なお、この中で、「写真結婚」の定義については、「写真結婚とは男が米国に在り女が日本に在る間に結婚入籍したるものを云ひ其の会ひて相識の間なると否とを問はずまた必ずしも写真の交換に依りて結婚したるもののみを意味するものにあらず」としている。つまり、外務省では、いつの間にか「写真結婚」を写真の交換によるものだけを意味して
- いたのではなく、その他の呼寄せも「写真結婚」と定義しているのである。
- 55 同上史料。
- 56 「写真結婚廃止布哇除外」『日布時事』1919年12月20日。
- 57 「写真結婚廃止布哇除外の理由」同上。
- 58 同上。